

# 食料品製造業における安全衛生教育の取組状況について

(平成29年2月)

平成28年における常総労働基準監督署管内(常総市,つくばみらい市,坂東市,守谷市)の労働災害発生状況では、製造業においては休業4日以上の労働災害が95件(10月末現在)発生しておりますが、そのうち食料品製造業は40件と、最も多くの割合を占めております。

食料品製造業における労働災害では、食品加工用機械によるはさまれ・巻き込まれ災害や、滑りやすい床面での転倒災害等が多く発生しているところです。これらの災害を防止するためには、機械の可動部分へのカバーやインターロックの設置、作業床面の改善等の設備的な対策の実施が必要となってきますが、それに加え、作業手順に関する事項など、労働者への安全衛生教育を充実させることが必要不可欠となっております。

このような観点から、今般、常総労働基準監督署では、「**食料品製造業を対象とした安全衛生教育に関する自主点検**」を実施いたしました。自主点検の実施期間を平成28年11月18日～平成28年12月16日とし、管内で食料品製造業を営んでいる150事業場を対象に実施したところ、73事業場より回答がありました。集計結果は、別添1(グラフ)及び別添2(設問含む)のとおりとなっております。また、集計結果内で使用している用語については、別添3において解説しております。

自主点検結果における特徴的な点として、回答があった事業場のうち、約半数に相当する46.6%の事業場にて外国人労働者を使用していることが挙げられます。外国人労働者に安全衛生教育を実施する際には言語がネックになるため、通訳者を介しての安全衛生教育の実施や外国語の教材等を活用することが必要になってくるところです。なお、厚生労働省においても、今般、「製造業向け未熟練労働者に対する安全衛生教育マニュアル」の外国語教材(英語,ポルトガル語,スペイン語,中国語)を作成しましたので、外国人労働者への安全衛生教育を実施する上での参考に御活用くだされば幸いです。

(参考 URL : <http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000118557.html>)

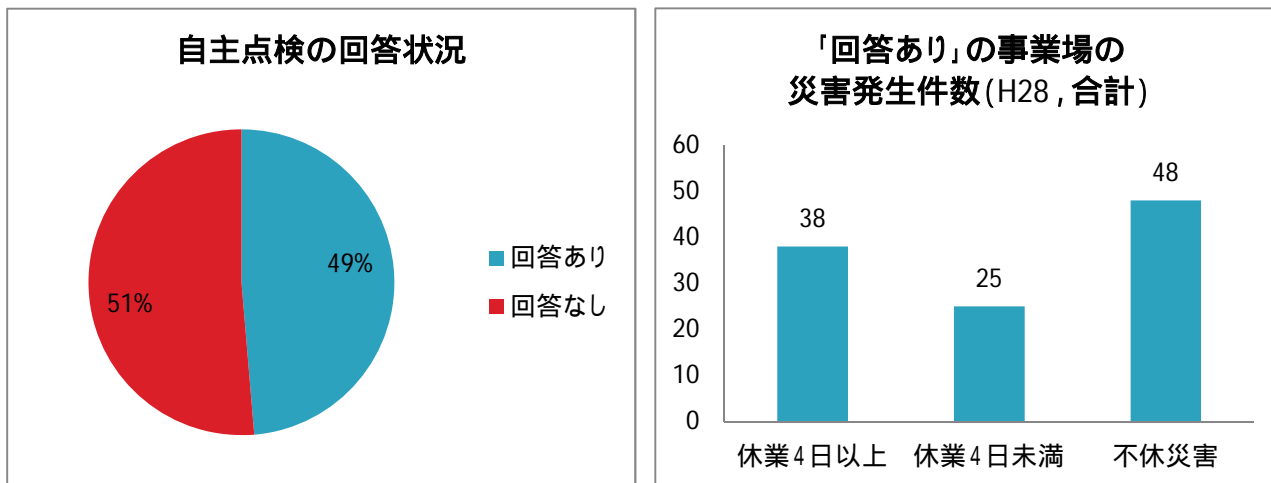
最後になりますが、自主点検に御協力を賜りました食料品製造業各社の皆様には、この場をお借りしまして御礼申し上げます。

常総労働基準監督署

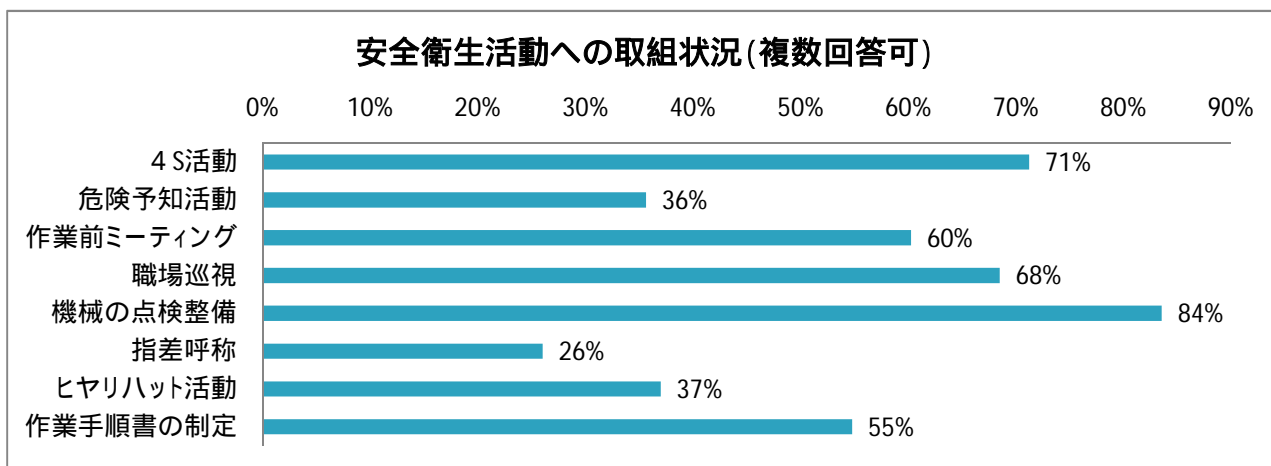
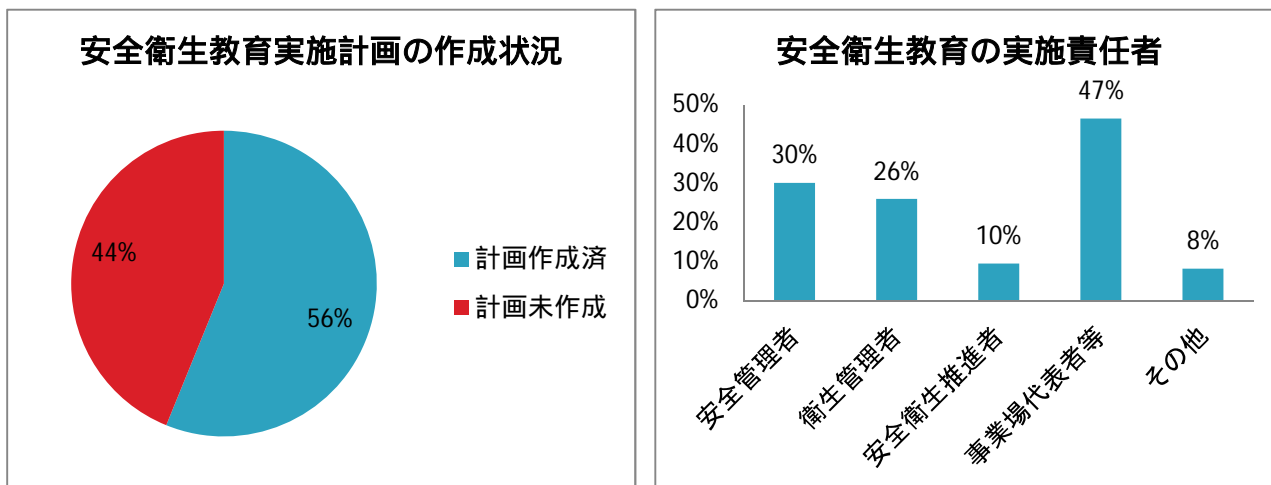
# 安全衛生教育に関する自主点検・集計結果（グラフ）

（自主点検実施期間：平成 28 年 11 月 18 日～平成 28 年 12 月 16 日）

## 1. 自主点検の回答状況（調査対象 150 事業場，うち「回答あり」73 事業場）

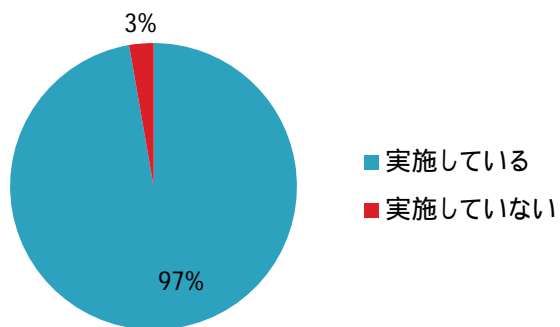


## 2. 安全衛生教育の実施体制

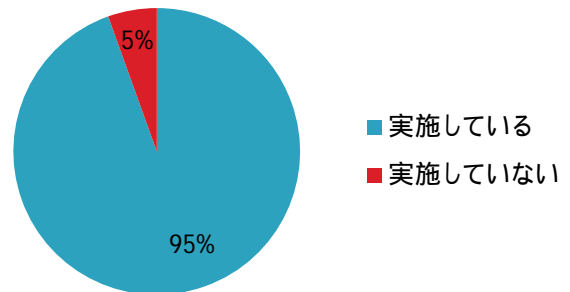


### 3. 労働安全衛生法に基づく安全衛生教育の実施状況

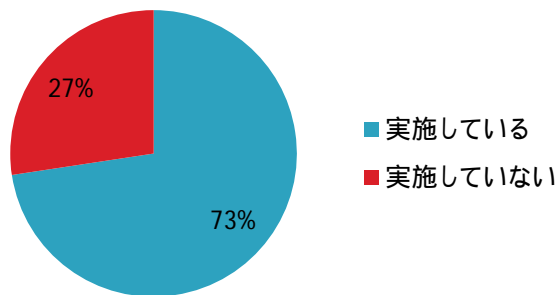
#### 雇入時の教育の実施状況



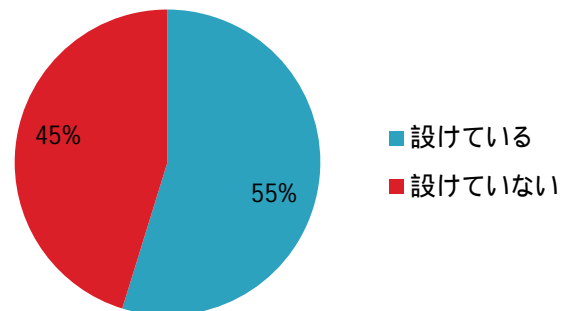
#### 作業変更時の教育の実施状況



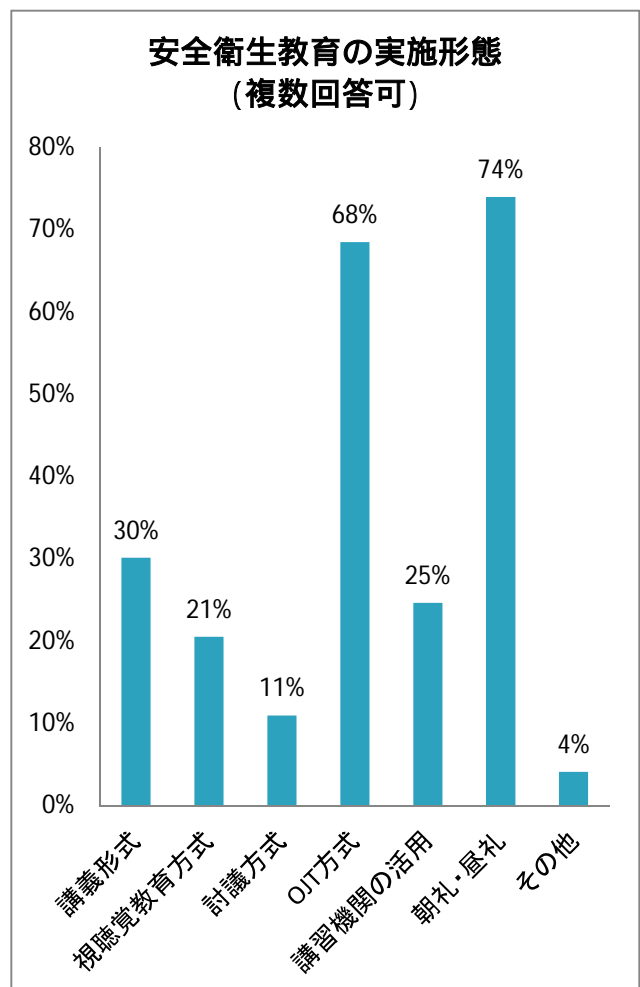
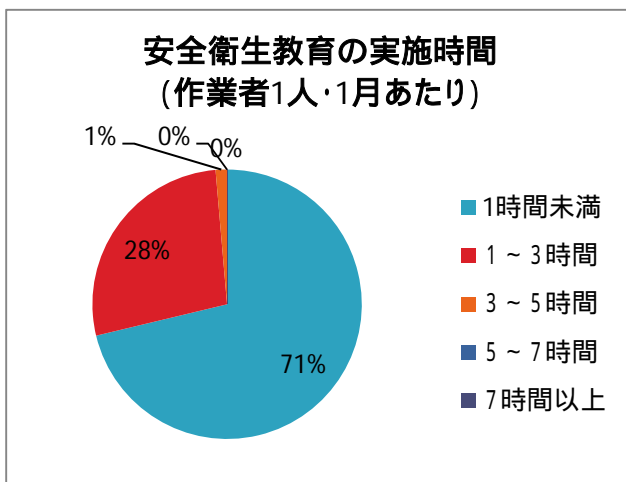
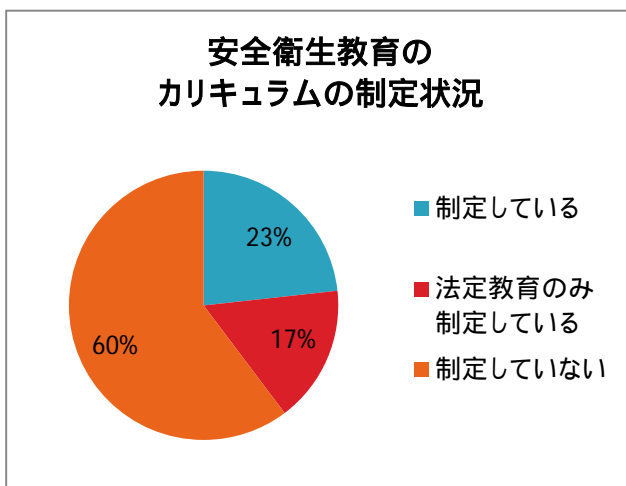
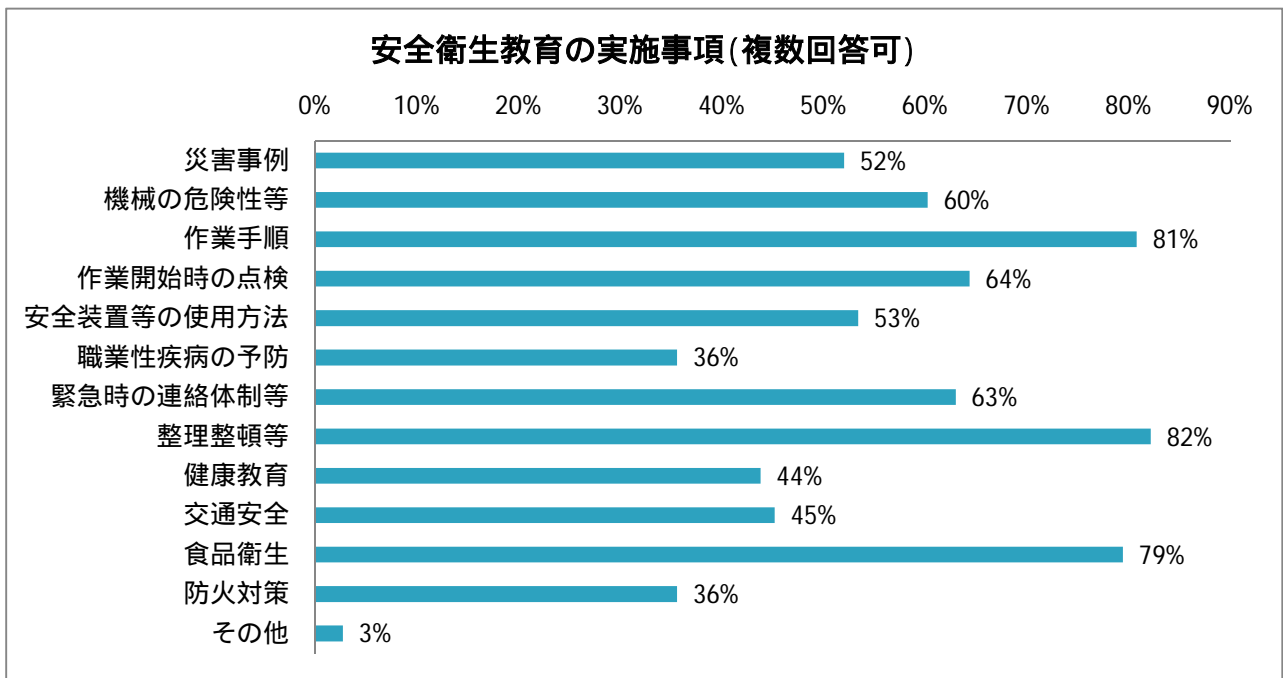
#### 職長教育の実施状況



#### 実施責任者の能力向上の機会

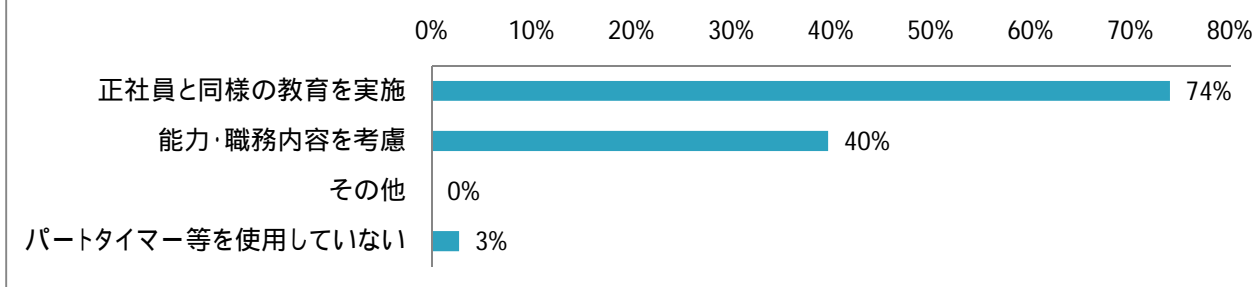


#### 4. 安全衛生教育の実施方法

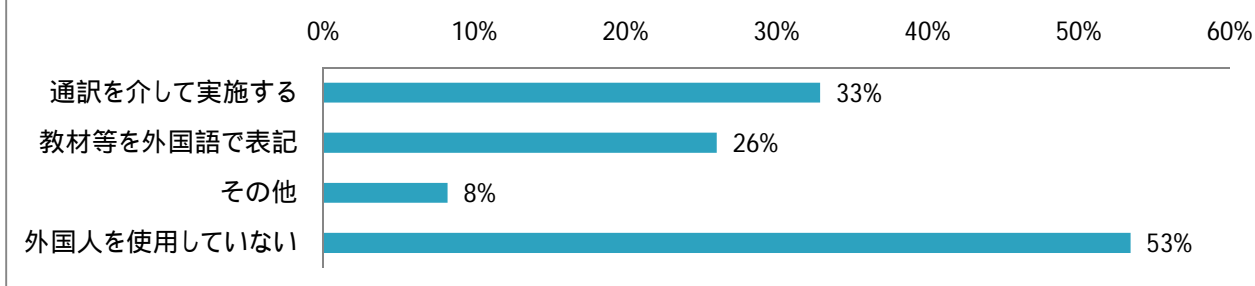


## 5. 安全衛生教育の実施に際しての留意事項

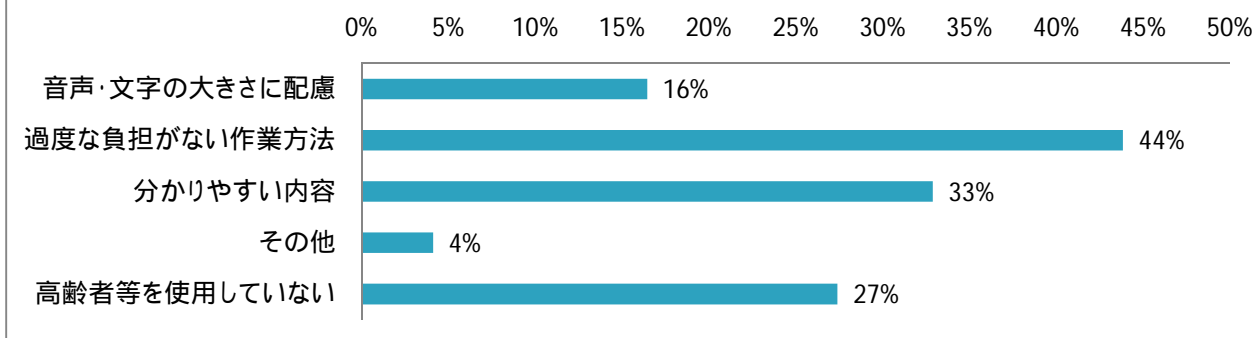
### パートタイマー等への安全衛生教育の留意事項(複数回答可)



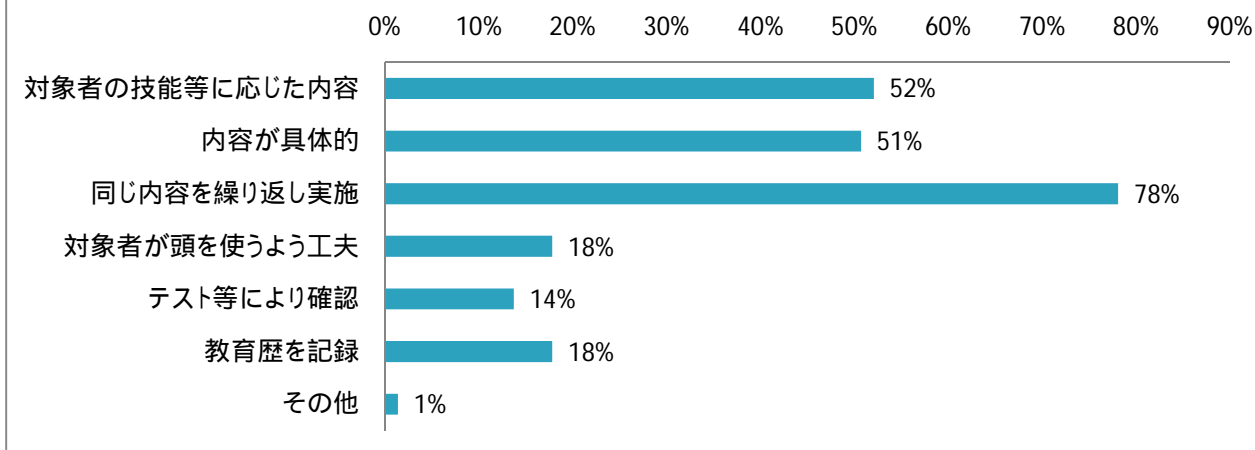
### 外国人労働者への安全衛生教育の留意事項(複数回答可)



### 高齢者・障がい者への安全衛生教育の留意事項(複数回答可)



### 安全衛生教育が定着するための留意事項(複数回答可)



## 安全衛生教育に関する自主点検・集計結果

調査対象事業場数...150 事業場，回答有の事業場数...73 事業場，回答率...48.6%

## 【設問1 ．労働災害の発生状況について】

1．貴事業場における平成 28 年 1 月 1 日～10 月 31 日の労働災害発生件数は何件になりますか。

## 【設問2 ．安全衛生教育の実施体制等について】

1．次のうち，安全衛生教育の実施責任者は誰になりますか。

安全管理者	衛生管理者	安全衛生推進者	事業場代表者等	その他
30.1%	26.0%	9.6%	46.6%	8.2%

2．安全衛生教育の実施計画は作成していますか。また，実施計画の作成に際して，安全衛生委員会にて調査審議を行っていますか。 常時使用する労働者が 50 人以上の場合，安全衛生委員会の設置が必要

安全衛生委員会にて調査審議の上，実施計画を作成している	28.8%
安全衛生委員会にて調査審議は行っていないが，実施計画は作成している	13.7%
事業場に安全衛生委員会は設置していないが，実施計画は作成している	13.7%
実施計画は作成していない	43.8%

3．次のうち，どのような安全衛生活動に取り組んでいますか。（複数回答可）

4S 活動	危険予知活動	作業前ミーティング	職場巡視（安全衛生パトロール）
71.2%	35.6%	60.3%	43.8%
機械類の点検・整備	指差呼称	ヒヤリ・ハット活動	作業手順書の制定・改訂
83.6%	26.0%	37.0%	43.8%

## 【設問3 ．労働安全衛生法に基づく教育の実施状況について】

1．新規に労働者等を雇い入れた際，雇入時の安全衛生教育は実施していますか。

実施している	実施していない	雇入時・作業変更時に 安全衛生教育が必要
97.3%	2.7%	

2．労働者等の配置換えの際，作業変更時の安全衛生教育は実施していますか。

実施している	実施していない
94.5%	5.5%

3．労働者を直接指導又は監督する者に対する安全衛生教育（職長教育）を実施していますか。

実施している	実施していない
72.6%	27.4%

4．安全衛生教育の実施責任者（設問 2 - 1 の者）等に対する能力向上のための機会（外部講習会の受講等）を設けていますか。

設けている	設けていない
54.8%	45.2%

## 【設問4 . 安全衛生教育の実施方法について】

- 1 . 安全衛生教育はどのような形態で行っていますか。(複数回答可)
- 講義方式 30.1% 視聴覚教育方式(映像等の活用) 20.5%  
討議方式(あらかじめ定めたテーマに沿い, 受講者が自由に討議しながら結論を導く) 11.0%  
OJT方式(仕事を進める過程で作業者に直接指導する) 68.5%  
外部の講習機関等の活用 24.7% 朝礼・昼礼等 74.0% その他 4.1%
- 2 . 安全衛生教育にはカリキュラムを定めていますか。
- 定めている 法定教育には定めているが, その他は定めていない 定めていない  
23.3% 16.4% 60.3%
- 3 . どのような事項に関する安全衛生教育を行っていますか。(複数回答可)
- 災害事例 52.1% 機械・薬品等の危険性・有害性 60.3% 作業手順・作業方法 80.8%  
作業開始時の点検に関する事項 64.4% 安全装置や保護具等の使用方法 53.4%  
職業性疾病(有機溶剤中毒, 腰痛, 熱中症等)の症例及び予防方法 35.6%  
緊急時・事故発生時・トラブル発生時における連絡体制・対処方法・退避方法等 63.0%  
整理整頓及び清潔の保持に関する事項 82.2% 健康教育(メンタルヘルスを含む) 43.8%  
交通安全 45.2% 食品衛生 79.5% 防火対策 35.6% その他 2.7%
- 4 . 安全衛生教育の時間は, 平均して, 作業者一人あたり月にどの程度設けていますか。
- 1時間未満 71.2% 1~3時間 27.4% 3~5時間 1.4% 5~7時間 0.0% 7時間以上 0.0%

## 【設問5 . 安全衛生教育の実施に際しての留意事項について】

- 1 . パートタイマーや派遣労働者に対する安全衛生教育についてはどのような点に留意していますか。(複数回答可)
- 正社員と同様の安全衛生教育を実施するようにしている 74.0%  
各人の能力や職務内容に応じた安全衛生教育を実施している 39.7%  
パートタイマーや派遣労働者は使用していない 2.7%  
その他 0.0%
- 2 . 外国人労働者に対する安全衛生教育についてはどのような点に留意していますか。(複数回答可)
- 通訳者を介して安全衛生教育を実施している 32.9%  
教材や資料, 各種表示類や掲示物等を外国語で標記している 26.0%  
外国人労働者は使用していない 53.4%  
その他 8.2%
- 3 . 高年齢労働者や障がいのある労働者に対する安全衛生教育についてはどのような点に留意していますか。(複数回答可)
- 音声や文字の大きさに配慮している 16.4%

身体に過度の負担がかからないような作業方法を採用している 43.8%

内容が分かりやすいよう工夫している 32.9%

高年齢労働者や障がいのある労働者は使用していない 27.4%

その他 4.1%

4. 安全衛生教育の内容が労働者に定着するよう、どのような点に留意していますか。(複数回答可)

対象者の知識や技能に応じた教育を実施している 52.1%

内容が具体的であるよう工夫している 50.7%

同じ内容を繰り返し何回も行うようにしている 78.1%

対象者に頭を使わせるよう工夫している 17.8%

テスト等により対象者の理解の程度を確認している 13.7%

修了者については台帳等により教育歴を記録している 17.8%

その他 1.4%



## 【用語の解説について】

労働災害・・・業務に起因して、労働者が負傷し、疾病にかかり、又は死亡することをいう。  
一般的には「事故」「災害」「労災」等と称される。

労働安全衛生法・・・労働災害防止のため、職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成の促進を目的とする法律。

安全衛生活動・・・労働者の安全と健康を確保するために行う活動。労働安全衛生法に基づくもののほか、事業主が自主的に行うものも数多くある。

安全管理者・・・労働安全に係る技術的事項を管理する役職者。常時 50 人以上の労働者を使用する事業場のうち、製造業・建設業・運送業等、特定の業種において選任が義務づけられている。就任に際しては、資格（法定講習の修了及び実務経験等）が必要。

衛生管理者・・・労働衛生（健康確保）に係る技術的事項を管理する役職者。常時 50 人以上の労働者を使用する全ての事業場において選任が義務づけられている。就任に際しては、資格（免許等）が必要。

安全衛生推進者・・・安全管理者及び衛生管理者の選任が義務づけられていない事業場のうち、常時使用する労働者が 10～49 人の事業場（製造業・建設業・運送業等）において選任が義務づけられている役職者。就任に際しては、資格（法定講習の修了又は実務経験等）が必要。

4S・・・「整理」、「整頓」、「清掃」、「清潔」の頭文字をとったもの。4Sに「しつけ」を加えて5Sと称することもある。労働災害防止のための基本となる考え方ではあるが、作業の効率化により生産性の向上にもつながることで知られている。

危険予知活動・・・作業開始前に、あらかじめ危険な箇所とそれを避けるための作業方法を検討してから作業に移る安全衛生活動の手法。「KY 活動」とも呼ばれる。

指差呼称・・・対象物を指で差し、その名称と状態を声に出して確認すること（スイッチオフ・ヨシ！！など）。元々は旧国鉄の運転士が信号確認の動作をするために始まった安全確認の手法である。指差呼称をすると意識がより鮮明になるため、注意力が増すことが脳科学的に示されている（フェーズ理論）。

ヒヤリ・ハット活動・・・事故に至らずとも「ヒヤッ」としたことや「ハッ」とした事例を収集し、改善を行う安全衛生活動の手法。1 件の重大事故の陰には 300 件のヒヤリ・ハットがあるとされ、問題点の特定には非常に有効であるとされている（ハインリッヒの法則）。